

R06-07040-01844

令和6年9月30日

各位

長崎県農林部農村整備課長

週休2日工事における工事成績評定の運用の改定について

このことについて、別添のとおり長崎県土木部建設企画課長から通知したこのことについて、長崎県が発注する農村整備課所管公共工事においても同様の取扱いとしますので、お知らせいたします。

また、下記の内容に留意していただきますようお願いいたします。

記

○留意事項

- ・建設企画課通知文内の「週休2日モデル工事の試行要領」を「長崎県農業農村整備事業週休2日工事試行要領」に読み替える。
- ・別紙内の「週休2日モデル工事の試行要領」を「長崎県農業農村整備事業週休2日工事試行要領」に読み替える。
- ・本通知の適用に伴い、以下の文書を廃止する。

令和4年12月28日付け R04-07040-02524

なお、災害復旧工事については、以下の文書により従来どおりとする。

令和4年9月22日付け R04-07040-01640

- ・本通知の適用に伴い、森林整備室所管事業については、別途運用を定めるものとする。

(担当) 農村整備課 技術情報班

TEL: 095-895-2968

6建企第 143 号
令和 6 年 9 月 9 日

建設業者団体の長 様

建設企画課長

週休 2 日工事における工事成績評定の運用の改定について（通知）

週休 2 日工事について、令和 4 年 1 2 月 2 6 日付 4 建企 4 1 0 号「週休 2 日工事における工事成績評定の運用改定について」により工事成績評定の運用をお知らせしておりましたが、下記のとおり改めたので通知します。

記

1. 長崎県建設工事成績評定要領での運用内容
 - ・別紙のとおり。
 - ・本運用は、「週休 2 日モデル工事の試行要領」による週休 2 日モデル工事を対象とする。
2. 運 用 日：令和 6 年 1 0 月 1 日以降に起工する工事
3. そ の 他：本通知の適用に伴い、以下の文書を廃止する。
 - ・令和 4 年 1 2 月 2 6 日付け 4 建企 4 1 0 号なお、災害復旧工事については、以下の文書により従来どおりとする。
 - ・令和 4 年 9 月 2 1 日付け 4 建企 2 9 0 号

■担当 土木部建設企画課技術情報班
095-894-3023

週休2日モデル工事の改定概要【令和6年10月改定】

	発注者指定型 (現行)	受注者希望型 (現行)
適用時期	令和5年10月～令和6年9月起工	令和5年10月～令和6年9月起工
対象工事	設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札となる工事。 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型に該当しない工事。 ただし、下記は除く。 ・災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	4週8休以上	4週6休以上 (4週6休以上～4週8休以上)
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 4週8休以上により実施。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日実施の有無及び実施パターン（4週6休～4週8休）を着手前に協議・宣言したうえで実施。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。
経費補正の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> 当初は4週8休以上の補正経費を計上して発注。 4週8休以上未達成時は経費補正を減額。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は4週8休以上の補正経費を計上して発注。 4週6休～4週8休以上の達成状況に応じて経費補正を変更。
成績評定の加点	最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.4点
成績評定の減点	-2点	なし
週休2日実施証明書	交付	交付



	発注者指定型 (令和6年10月改定)	受注者希望型 (令和6年10月改定)
適用時期	令和6年10月起工～	令和6年10月起工～
対象工事	設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札となる工事。 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型に該当しない工事。 ただし、下記は除く。 ・災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	月単位または通期の4週8休以上	月単位または通期の4週8休以上
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日の実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の4週8休以上となる休日確保は必須。 月単位の4週8休実施を宣誓し、達成できた場合は補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位の4週8休以上が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休以上が未達成の場合は減点） 月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。 月単位の4週8休実施を宣誓し、達成できた場合は補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはなし） 月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除
経費補正の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は月単位の4週8休以上に経費補正を変更。 通期の4週8休未達成時は経費補正を減額。（港湾・漁港は当初どおり経費補正なし） 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の経費補正は適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は月単位の4週8休以上に経費補正を変更。 通期の4週8休未達成時は経費補正を減額。（港湾・漁港は当初どおり経費補正なし） 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の経費補正は適用しない。
成績評定の加点	最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.4点 ※施工70%以上の対象を4週6休以上から4週8休以上に改定
成績評定の減点	-2点	なし
週休2日実施証明書	廃止 (R7年度より九州ブロック全体で廃止予定)	廃止 (R7年度より九州ブロック全体で廃止予定)

